

令和3年度事業予定計画書

(1) 共済目的の種類別の概数、引受実績及び計画

区分	組合員数	農作物共済				家畜共済													
		水稲		麦		死亡廃用共済					疾病傷害共済								
		全相殺	半相殺	一筆	一筆	搾乳牛	育成乳牛	繁殖用雌牛	育成・肥育牛	繁殖用雌馬	育成・肥育馬	種豚	肉豚	死亡廃用共済計	乳牛	肉用牛	一般馬	種豚	疾病傷害共済計
区内の概数	25,264	604,000 (575,500)	200	200	534	46	686	1,954	-	-	250	1,485	4,955	580	2,640	-	250	3,470	
前年度引受実績	16,542	-	419,772.4	-	658	39	559	1,478	-	-	-	-	2,734	533	1,294	-	-	1,827	
本所地域課	3,600	200	500	116,700	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北部支所	3,900	100	500	95,700	45	5	110	490	-	-	-	-	650	50	480	-	-	530	
中部支所	4,200	200	500	99,100	70	20	130	390	-	-	-	-	610	65	290	-	-	355	
南部支所	4,400	100	500	88,500	550	10	320	600	-	-	-	-	1,480	425	530	-	-	955	
計	16,100	600	2,000	400,000	665	35	560	1,480	-	-	-	-	2,740	540	1,300	-	-	1,840	
本年度予定引受率	63.7%	%	66.7 (70.0)	%	124.5	76.1	81.6	75.7	%	%	%	%	55.3	93.1	49.2	%	%	53.0	

※水稲共済の()内は収入保険加入者を除き再掲

区 分	果 樹 共 済										煙作物 共済
	う ん し ゆ う み か ん	指 定 か ん き つ	も	び	か	う	す も	キ ウ イ フ ル ー ツ	計	大豆	
	半相殺 a	半相殺 a	半相殺 a	半相殺 a	半相殺 a	半相殺 a	半相殺 a	半相殺 a	半相殺 a	半相殺 a	半相殺 a
区域内 の概数	690,000 (648,620)	166,500 (158,350)	70,800 (60,890)	3,500 (3,400)	251,000 (230,010)	496,000 (435,290)	29,200 (28,320)	15,300 (13,110)	1,722,300 (1,577,990)	2,900	
前年度 引受実績	206,662.6	14,062.7	8,660.8	2,219.0	25,005.8	182,893.4	2,084.0	2,298.8	443,887.1	-	
本所 地域課	39,720	930	1,310	1,680	2,880	910	60	460	47,950	-	
北部 支所	2,670	1,640	7,440	-	22,410	2,850	1,450	1,380	39,840	-	
中部 支所	151,660	10,760	-	530	-	3,510	-	450	166,910	-	
南部 支所	14,100	540	-	-	-	177,970	550	-	193,160	-	
計	208,150	13,870	8,750	2,210	25,290	185,240	2,060	2,290	447,860	-	
本年度 予定引受率	% 30.2 (32.1)	% 8.3 (8.8)	% 12.4 (14.4)	% 63.1 (65.0)	% 10.1 (11.0)	% 37.3 (42.6)	% 7.1 (7.3)	% 15.0 (17.5)	% 26.0 (28.4)	%	%

※果樹共済の()内は収入保険加入者を除き再掲

区 分	園芸施設共通										任意共済						
	ガラス室			プラスチックハウス							農機具						
	I 類	II 類	小 計	I 類	II 類	III 類	IV 類 甲	IV 類 乙	V 類	VI 類	VII 類	小 計	計	損	更 新	計	
区域内 の概数	棟 5	棟 172	棟 177	棟 -	棟 4,753	棟 1,273	棟 589	棟 114	棟 603	棟 582	棟 -	棟 7,914	棟 8,091	棟 -	棟 -	台 20,000	
前年度 引受実績	-	55	55	-	4,168	557	444	73	444	413	-	6,099	6,154	287	-	287	
本所 地域課	-	20	20	-	390	190	57	18	25	5	-	685	705	30	-	30	
北部 支所	-	15	15	-	1,030	115	133	22	10	105	-	1,415	1,430	140	-	140	
中部 支所	-	25	25	-	1,200	170	170	30	235	305	-	2,110	2,135	20	-	20	
南部 支所	-	-	-	-	855	95	85	10	185	-	-	1,230	1,230	40	-	40	
計	-	60	60	-	3,475	570	445	80	455	415	-	5,440	5,500	230	-	230	
本年度 予定引受率	% -	% 34.9	% 33.9	% -	% 73.1	% 44.8	% 75.6	% 70.2	% 75.5	% 71.3	% -	% 68.7	% 68.0	% -	% -	% 1.2	% -

(2) 農業共済事業の規模

(ア) 農作物、家畜、果樹、畑作物、園芸施設共済事業の規模

共済目的等	項 目		引		共済金額	共 済 掛 金			保険料	交付金又は (納入保険料)	手持共済掛金	
	本年度予定	前年度実績	総 額	国庫負担金		農家負担金	④	⑤				⑥
農作物共済	全相殺	600 ^a	- ^a	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
		26,244 kg	- kg	4,960	23	11	12	6	5	17		
	半相殺	2,000	-	14,697	58	29	29	31	(2)	27	27	
		77,760	-									
一筆	400,000	419,772.4										
一筆	13,611,402	14,294,431	2,572,555	4,296	2,148	2,148	956	1,192	3,340	3,340		
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	402,600	419,772.4	2,592,212	4,377	2,188	2,189	993	1,195	3,384	3,384	
		13,715,406	14,294,431	100,415	5,703	2,851	2,852	1	2,850	5,702	5,702	
家畜共済	搾乳牛	665 頭	658 頭	6,335	60	29	31	0	29	60	60	
		35	39	129,920	2,805	1,402	1,403	1	1,401	2,804	2,804	
	繁殖用雌牛	560	559	322,640	5,217	2,608	2,609	3	2,605	5,214	5,214	
		1,480	1,478	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	育成・肥育牛	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	種豚	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	肉豚	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	死亡廃用共済	2,740	2,734	559,310	13,785	6,890	6,895	5	6,885	13,780	13,780	
		540	533	4,860	3,315	1,657	1,658	0	1,657	3,315	3,315	
	疾病傷害共済	1,300	1,294	7,800	2,274	1,137	1,137	0	1,137	2,274	2,274	
-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
疾病傷害共済	1,840	1,827	12,660	5,589	2,794	2,795	0	2,794	5,589	5,589		
	4,580	4,561	571,970	19,374	9,684	9,690	5	9,679	19,369	19,369		
果樹共済	うんしゅうみかん	208,150 ^a	206,662.6 ^a	5,365,535	359,416	179,708	179,708	58,620	121,088	300,796	300,796	
		13,870	14,062.7	374,775	17,496	8,748	8,748	314	8,434	17,182	17,182	
	指定かんきつ	8,750	8,660.8	296,831	20,182	10,091	10,091	4,939	5,152	15,243	15,243	
		2,210	2,219.0	47,479	5,973	2,986	2,987	2,897	89	3,076	3,076	
	減収	25,290	25,005.8	474,328	30,483	15,241	15,242	4,456	10,785	26,027	26,027	
		185,240	182,893.4	5,163,805	458,579	229,259	229,290	113,824	115,465	344,755	344,755	
	総合	2,060	2,084.0	46,992	3,708	1,854	1,854	875	979	2,833	2,833	
		2,290	2,298.8	117,403	5,694	2,847	2,847	993	1,854	4,701	4,701	
	一般	447,860	443,887.1	11,887,148	901,531	450,764	450,767	186,918	263,846	714,613	714,613	

共済目的等	項目	引		受		共済金額	共済掛金			保険料	交付金又は (納入保険料)	手持共済掛金
		本年度予定	前年度実績	総額	国庫負担金 ⑥		農家負担金 ⑦	⑧	⑨=⑥-⑩			
畑作物共済	大豆	— ^a	— ^a	—	—	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	計	— ^{kg}	— ^{kg}	—	—	—	—	—	—	—	—	—
園芸施設共済	I類	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	II類	60	55	394,850	—	213	214	214	44	169	383	383
	小計	60	55	394,850	—	213	214	214	44	169	383	383
	I類	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	II類	3,475	4,168	1,565,054	—	14,312	14,314	14,314	10,049	4,263	18,577	18,577
	III類	570	557	1,151,941	—	7,686	7,688	7,688	2,965	4,721	12,409	12,409
	IV類	445	444	831,313	—	4,980	4,982	4,982	1,223	3,757	8,739	8,739
	IV類	80	73	269,344	—	232	232	232	51	181	414	414
	V類	455	444	1,555,193	—	1,804	1,804	1,804	519	1,285	3,089	3,089
	VI類	415	413	58,760	—	470	471	471	450	20	491	491
	VII類	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	小計	5,440	6,099	5,431,605	—	29,484	29,491	29,491	15,257	14,227	43,719	43,719
	合計	5,500	6,154	5,826,455	—	29,697	29,705	29,705	15,301	14,396	44,102	44,102
合計	—	—	20,877,785	—	492,333	492,351	492,351	203,217	289,116	781,468	781,468	

(イ)任意共済事業の規模

共済目的等	項目	引		受		共済金額	共済掛金・賦課金			再共済掛金 ⑥	再共済手数料 ⑦
		本年度予定	前年度実績	総額	共済掛金 ⑧		賦課金 ⑨	⑩	⑪		
共済関係	農機具	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	損害共済	230	287	432,100	—	1,968	1,514	454	—	—	—
	更新共済	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	保管中農産物補償共済	230	287	432,100	—	1,968	1,514	454	—	—	—
合計	—	—	432,100	—	1,968	1,514	454	—	—	—	

(3) 引受計画と実施方策

農業の安定経営に寄与する役割を果たしていくため、農業保険の一体的な加入推進を図り、災害や農業収入の減少等への万全な備えを期することとする。

そのため、役職員は関係機関と連携し、情報の収集につとめ、農業保険顧客リストの整備をさらに推し進めると共に、各事業の計画目標を達成するため、次の重点項目を念頭に推進する。

ア 農作物共済

1. 引受計画

水稻については、引き続き経営所得安定対策が実施される中、農業再生協議会等と連携して経営所得安定対策に係る作付面積確認依頼書と水稻共済加入申込書との一体化様式を継続し、無保険者を出さないよう加入推進に取り組み、引受面積4,026㍓の達成につとめる。

2. 実施方策

- ① 水稻共済加入申込書を精査（転作との内容確認及び引受面積の増減については貸し借り筆を本人やNOSA I部長に確認）し、適正引受に取り組む。
- ② 一体化処理の活用により農家の作付状況を把握し、農業保険顧客リストに基づき、未加入農家に対する加入推進に取り組む。
- ③ 単位当たり共済金額及び補償割合等については、農家の意向を踏まえつつ補償の充実を図るため最高金額等選択を推進する。
- ④ 一筆方式から他の引受方式への移行を円滑に進めるため、アンケートによる農家の意向調査を実施し、また、引受メニューの選択をチラシ等により啓発する。

イ 家畜共済

1. 引受計画

飼育農家の高齢化に加え、飼料価格・経費の高騰など畜産農家を取り巻く環境は非常に厳しい状況であるが、本制度の普及拡大と戸別訪問による加入推進に取り組み、死亡廃用共済2,740頭、疾病傷害共済1,840頭の達成につとめる。

2. 実施方策

- ① 有資格農業者情報を収集し、農業保険顧客リストに基づき、未加入者に対して、家畜保健衛生所等関係機関と連携して加入推進につとめる。
- ② 個体評価の適正化につとめるとともに、加入農家の意向を踏まえつつ死亡廃用共済と疾病傷害共済のセット加入につとめ、補償の充実を図る。
- ③ 牛トレサ情報に基づき期中の飼養頭数を確実に把握し、適正引受に取り組む。

ウ 果樹共済

1. 引受計画

果樹農業は本県の農業算出額の6割を占める基幹産業であり、果樹栽培農家のセーフティーネットとして収入保険と共に機能を十分発揮できるよう、積極的な推進に取り組み、引受面積4,478㍓の達成につとめる。

2. 実施方策

- ① 広報紙やホームページ等の組合広報媒体を効果的に活用し、行政やJA等の関係機関に協力を仰ぎ、本制度の紹介や情報発信につとめる。
- ② NOSAI部長、県・市町村・出荷団体及びJA等関係機関の協力のもと農業保険顧客リストに基づき、未加入農家の共済資源や栽培実態の把握につとめる。
- ③ NOSAI部長等の基礎組織を通じて、地域に密着した加入推進活動を早期に取り組み、未加入や継続中止の理由等を分析し、組合員別危険段階共済掛金率の周知など農家に対する補完推進を行い、補償割合の選択や分納・延納措置の活用等、農家ニーズに即した加入推進につとめる。
- ④ 果樹共済既加入者に対しては引き続きの加入を推進するが、既加入者のうち青色申告者に対しては総合補償としての収入保険の推進も行う。
- ⑤ 農家経営の柱となる樹種を推進重点品目に、また、各樹種の主産地で引受率の低位な市町村を中心に推進重点地区を設定し、引受率向上のため、地域の実態に応じたより効果的な加入推進活動に取り組む。

エ 畑作物共済

1. 引受計画

有資格農業者に対して制度の普及につとめる。

2. 実施方策

関係機関との連携を密にし、県下の栽培規模の把握につとめるとともに農家のニーズを踏まえた加入推進に取り組む。

オ 園芸施設共済

1. 引受計画

有資格農家の抜本的な見直しを行うとともに、未加入者に対して災害リスクの高まりやリスクに備える重要性を啓発し、制度の普及を図り経営の安定に寄与するため、関係機関との連携を密に加入拡大に取り組み、引受棟数5,500棟の達成につとめる。

2. 実施方策

- ① 施設園芸の盛んな地域並びに引受率の低い施設区分を重点に、災害に強い施設園芸づくりに向け、集団加入による掛金等の割引措置等を活用し、加入推進に取り組む。
- ② 農業保険顧客リストに基づき、未加入農家への戸別訪問並びに生産組織への加入推進に取り組むとともに、収入保険とのセット加入につとめる。
- ③ 補償割合等の充実を期するため、加入農家の意向を踏まえた補償の充実につとめる。
- ④ 農業共済制度の改正が続く中、本年度改正の補償額の基礎となる標準価額等の見直しにより補償の幅が充実してきていることを周知し、農家のニーズを踏まえた推進に取り組む。
- ⑤ 県が独自に実施する補助事業について、園芸施設共済加入の要件化を要望することにより、加入率の更なる向上を図る。

カ 任意共済

I. 農機具共済

1. 引受計画

未加入農家に対して普及推進と戸別訪問による加入推進に取り組み、引受台数 230 台の達成につとめる。

2. 実施方策

- ① 大型農機具を所有する稲作農家を中心に、制度の普及推進に取り組み。
- ② 補償割合、地震特約等を農家に提案するなどの提案型推進に取り組み。

II. 保管中農産物補償共済

1. 引受計画

農作物共済及び果樹共済加入者に対し制度の普及につとめる。

2. 実施方策

制度の内容を記したパンフレット等を用いて、農作物共済及び果樹共済の加入推進時に説明を行い普及推進に取り組み。

キ 収入保険

1. 引受計画

現在保有している農業保険顧客リストを基に効率的な推進活動を実施し、本制度の普及拡大と戸別訪問による加入推進に取り組み、加入経営体数 1,600 経営体の達成につとめる。

2. 実施方策

- ① JA・県・農業会議等、各関係機関を構成員とする推進協議会が実施する説明会等や戸別推進の情報を基に、更なる青色申告者の把握及び推進体制を整える。
- ② 農業共済の未実施品目や果樹共済の加入率の低い品目を重点品目として設定し、重点的に加入推進に取り組み。
- ③ 農業者ごとの作付け品目の農閑期を考慮した推進カレンダーを作成し、効率的な加入推進につとめる。
- ④ 重点推進地区を中心に新聞折込による PR を実施し加入に繋げる。

(4) 損害評価の適正化の方策

ア 農作物共済・畑作物共済

- ① 早期の事故発生通知及び損害通知を組合員に周知し、迅速に被害実態の把握につとめ、適正な損害評価を実施する。
- ② 評価体制については、管内の被害実態に応じ、弾力的かつ適正に評価地区の設定等を行う。
- ③ 職員を対象に損害評価現地研修会を開催し、評価眼の統一と評価技術の向上を図る。また、肥培管理の適否はもとより、近年増加傾向にある獣害についても、農家間に不公平が生じないように分割評価の適正実施につとめる。
- ④ 評価高のとりまとめに当たっては、生育・生産・被害状況等につき関係機関の客

観資料に基づく比較検証を行い、損害評価高の適正化につとめる。

イ 家畜共済

- ① 高被害農家の事故発生の要因分析を行い、関係機関と協力して事故の低減につとめる。
- ② 死廃事故の現地確認、残存物価額の適正評価につとめる。
- ③ 病傷事故給付基準を嘱託獣医師に周知徹底し、事故の適正な取り扱いを行う。

ウ 果樹共済

- ① 損害評価の基礎となる基準収穫量については、園地ごとの実態に応じた設定が行われるよう専門技術者を講師に迎え現地講習会を開催し、各種条件指数（園地・肥培・隔年結果）等の適正な設定につとめる。
- ② 早期の事故発生通知及び損害通知を組合員に周知し、迅速に被害実態の把握につとめ、適正な損害評価を実施する。
- ③ 損害評価員等を対象に損害評価現地研修会等を開催し、損害評価任務の重要性について認識を高めるとともに、適確な見込収穫量の把握並びに分割評価など、評価眼の統一・損害評価方法等について周知し、損害評価の適正化を図る。
- ④ 地域の作柄状況を把握するための客観資料の収集のため、近畿農政局和歌山県拠点・県及びJA等出荷団体との連携の強化につとめる。各支所は、同出先機関等において作柄に係る情報を収集し、各地域における生産量の適確な把握につとめる。

エ 園芸施設共済

- ① 組合員の事故発生通知から管内被害状況の把握までを迅速化するため、これに応じた評価体制の整備を進めるとともに効率的な損害評価を実施する。
- ② 職員を対象に損害評価現地研修会を開催し、評価技術の向上を図る。
- ③ 大災害が発生した場合を想定し、通常とは違う状況に対応できる評価体制の構築につとめる。

オ 農機具共済

- ① 早期の事故発生通知及び損害通知を組合員に周知し、損害評価の迅速化と適正化につとめる。
- ② 事故確認時には加入内容の確認、共済事故の検証を行うとともに、損害評価要領に基づき事故の原因・罹災状況・過失度合等について十分把握した上、必要があれば損害評価会委員、査定員の客観的な助言も得つつ適正評価につとめる。
- ③ 損害額の確定後は、早期の共済金請求書等関連書類の提出を組合員に周知し、迅速な共済金の支払につとめる。

(5) 損害防止事業の実施方策

ア 家畜共済

一般損害防止事業（乳用牛・肉用牛の繁殖障害をはじめとした各種疾病の低減を図るため、薬剤の配布等）を効率的に実施し、家畜共済事業の収支の安定化につとめる。

(6) 執行体制の整備

ア 事務執行体制の整備方法

① 理事会

制度的確な運営を期するため四半期ごとに理事会を開催するほか、必要に応じ開催し、適正な事業運営及び業務執行に関する重要事項について審議する。

② 監事会及び監査

監事会で決定した監査の方針等に基づき、業務の執行及び財産の健全な運営に資するため、年2回の定時監査を実施する。また、必要に応じ臨時監査を行う。

③ 余裕金運用管理委員会

定款、経理規則に基づき的確な経理処理を行うとともに、余裕金運用管理委員会を四半期ごとに開催し、安全かつ効率的な余裕金の運用につとめる。

④ コンプライアンス改善委員会

四半期ごとに改善委員会を開催し、「コンプライアンス・プログラム」に基づく取組状況の確認及び遂行内容の検証並びに改善につとめる。

イ NOSA I部長の設置及び職務

特定組合化による規模拡大に伴い、組合員との連絡等にあたるNOSA I部長の役割は大きいものとなるため、各地区の実態に即した人員を配置するとともに、共済事業の引受に係る事項及び損害通知の受理、その他日常の組合業務に関する事項について、組合と組合員との連絡の任にあたる。また、制度の円滑な運営及びNOSA I部長等基礎組織の維持・活性化に取り組むため、NOSA I部長を対象に研修会を開催するなど、NOSA I部長が活動しやすい環境づくりにつとめる。

ウ 職制及び職員の配置計画

- ① 農業保険を積極的に推進し、統括的な事業運営を行い、地域の実態に応じた効率的な事業実施体制を構築するため、組合機構の見直しを含めて検討を進める。
- ② 参事統括のもと、職員を適材適所に配置するとともに職務の責任体制を明確化し、事業の円滑な運営と事務能率の向上、合理化につとめ、定期的な人事異動を行う。
- ③ 職場内研修を通じ、職員の倫理・コンプライアンスへの意識を高め、誠実・公正な業務の遂行につとめる。また、課内ミーティング及び定期的な自主点検調査並びに「内部監査実施要領」に基づく内部監査を実施し、内部牽制機能の確立につとめる。

エ 役職員研修等の体制及び計画

農業共済制度の改正と収入保険制度に適切な対応をしていくため、教育研修基金の活用による研修会等への派遣、講習会等を開催し人材を育成するとともに組織の活性化につとめる。

また、業務・組織体制等において、世代別・部署（部門）別等の検討会を実施し、相互研鑽並びに情報共有につとめる。

(7) 予算統制方策

事業計画及び業務収支予算に基づき毎月末に資金運用を検討し、的確な予算の執行を行う。また、職員に業務収支の執行状況を定期的に周知し、事業計画達成による収入確保を図るとともに、経費節減と財務の健全化につとめる。

尚、余裕金の運用に当たっては、余裕金運用管理委員会において策定する年間の当該運用に係る基本方針に基づき、期中の運用状況等を同期開催の理事会に報告しつつ、安全かつ効率的な運用につとめる。

(8) その他

最終年度を迎える全国運動「安心の未来」拡充運動の実践による農業保険制度の普及推進、加入拡大を目指し、次の事項に取り組む。

- ① 事業計画の意思統一を図り計画数値達成のため、NOSA I部長の協力を得ながら未加入農家の把握も含め、強力に加入推進を押し進めるとともに、計画数値に対する県下の進捗状況等の情報提供につとめる。
- ② 引受並びに損害評価に伴う共済金の支払関係の重要事項を組合員に対し周知徹底を図る。また、農家に対しNOSA Iの仕組み、引受方式、補償の選択内容を総代会、地区会議、NOSA I部長、農家訪問、ガイドブック、広報紙、ホームページ等を活用し情報提供につとめる。
- ③ 共済掛金等口座振替への移行に取り組むとともに、現地確認等の徹底、チェックリストの活用等による自主点検調査並びに内部監査の実施、共済掛金等の立替払いの禁止並びに口座振替以外の方法により納入された組合員への総務担当部署による直接確認の励行、連番複写式領収証の管理、引受に係る事務処理のより一層の適正化につとめる。
- ④ ネットワーク化情報システムの適正かつ効率的な運用管理につとめる。
- ⑤ リスク管理基本方針〈システムリスク〉に基づき、コンピュータシステムが故障、災害、犯罪、過失、不正行為等の脅威に対して安全な稼働につとめる。
- ⑥ NOSA I広報の中核を担う農業共済新聞の全役職員・基礎組織構成員完全購読に取り組むとともに、本年度目標部数1,200部の達成に取り組む。
- ⑦ 広報紙「NOSA Iわかやま」を年4回発行し、組合員及び関係機関との連携を密にするとともに、制度の周知及び情報提供につとめる。
- ⑧ ホームページの適正な管理、運用を行い、農家への情報提供につとめる。
- ⑨ 関係機関の情報誌に収入保険事業をはじめ、果樹・園芸施設共済など、各事業のPRの掲載を依頼するとともに、各種イベントへも積極的に参画し制度の普及啓発に取り組む。
- ⑩ NOSA I部長研修会等を通じ基礎組織の充実、強化を図る。